

# 松山市いじめ防止基本方針

～ さかせよう 笑顔の花  
つみとろう いじめの芽 ～

松山市小中学生 いじめをなくす合言葉



松山市・松山市教育委員会

平成27年3月

## 目次

### はじめに

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	2
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対処	4
(4)	地域、家庭との連携について	4
(5)	関係機関との連携について	4
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	いじめの防止等のために市が実施すべき施策	5
(1)	市が設置する組織	5
(2)	市が実施すべき施策	7
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	9
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2)	学校でのいじめの防止等、対策のための組織の設置	10
(3)	学校でのいじめの防止等に関する措置	11
3	重大事態への対処	12
(1)	重大事態の意味について	13
(2)	教育委員会又は学校による調査	13
(3)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	15
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16

## はじめに

子どもは、かけがえのない存在であり、次世代を担う社会の宝です。子どもが健やかに心豊かに生まれ、個性や創造性に富み、夢を持って成長することは、社会全体の願いでもあります。

しかしながら、昨今、子どもたちの育ちの中で、心身を痛めるいじめの問題が発生し、社会問題として取りあげられるようになりました。いじめは、命の尊厳等、人権にかかわる問題です。そして、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。いじめの問題は、安心安全な社会をいかに構築していくかという、学校のみならず社会全体の課題です。

子どもをいじめから守るためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を市民一人一人が持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

松山市では、いじめの問題により松山の子どもたちから絶対に犠牲者を出さないことを目的とし、考えられることはすべてやるというスタンスのもと、平成18年度から「いじめ対策総合推進事業」を立ち上げ、市独自に「いのちを守る相談活動」、「子どもから広がるいじめ0ミーティング」、「いじめ問題・サポート事業」、「命を守り育てる集い」などの事業に主体的に取り組んできました。さらにいじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け全力で取り組んでいます。平成19年1月30日「子どもから広がるいじめ0ミーティング」で、松山市小中学生が採択した「さかせよう 笑顔の花 つみとろう いじめの芽」には、子どもたち自らがいじめをなくしていこうとする、力強いメッセージが込められています。

松山市のこれまでの取組に加え、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、社会総がかりでいじめの問題に対峙することを目的とし、ここに「松山市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定します。

平成27年3月  
松山市  
松山市教育委員会

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の「いじめを受けた子どもの立場」に立つことが重要である。この際、いじめには、様々な態様があることを考え、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気が付いていない場合でも、表情や様子をきめ細かく観察するなどして、子どもの周辺や状況を客観的に確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子ども、塾やスポーツクラブなど当該の子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子どもと何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」を与える行為とは、いじめの態様のことである。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。いじめの表れとして、具体的に次のような態様を指す。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談すべきものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった子どもは1割程度、加害経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、多くの子どもが入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動などの所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （1）いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの

未然防止の観点が重要である。全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくみ、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組をする必要がある。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの意味を促進し、子どもの豊かな情操や道徳心、自尊感情を高めるとともに他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

そして、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。あわせて、地域、家庭がそれぞれの場で、意図的・計画的・総合的・自律的に生活を送ることができる子どもを育てていくことが重要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、家庭、学校、地域が一体となって、子どもを見守る体制を整え、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、深刻な事態を招かないよう、周りの大人が子どもたちに寄り添い、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携をして見守る。家庭は、日頃から子どもとの会話を絶やさず、言動に注意し、ささいな変化を見逃さず、いじめの早期発見を目指す。地域はいじめの事実を知ったり、目撃したりした場合には、直ちに家庭、学校へ連絡し、対応に努める。

### **(3) いじめへの対処**

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

### **(4) 地域、家庭との連携について**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAのみならず社会教育団体をはじめ関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### **(5) 関係機関との連携について**

学校や教育委員会でいじめる子どもに対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所などとの適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や健全育成会議等の開催など情報共有体制を構築する。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても子どもや保護者へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

#### (1) 市が設置する組織（組織図P6参照）

##### ア 松山市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項及び第2項並びに第17条の趣旨を踏まえ、「松山市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

その構成員は、学校、松山市、松山市教育委員会、PTA、警察、愛媛県中央児童相談所、法務局、医師会、弁護士会など実情に応じて決定する。

##### 【機能】

- ・ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が機能的かつ計画的に行われるよう、各機関の連携を図る。また、松山市のいじめの問題に関する実態を把握する。

##### イ 松山市いじめ問題サポート会議

教育委員会は、法第24条及び第28条の趣旨を踏まえ、「松山市いじめ問題サポート会議」（以下「サポート会議」という。）を設置する。

サポート会議は、教育委員会事務局職員のほかに、各団体から選出した公平性・中立性を確保した専門的な知識及び経験を有する第三者などの「いじめ対策アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を置く。

##### 【機能】

- ・ 学校からのいじめに対する通報や相談を受けて、第三者のアドバイザーから助言を受け当事者間の関係を調整するなどの問題解決を図る。
- ・ 学校からのいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ・ 法第28条に規定する重大事態が発生した場合、質問票の使用やその他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。

##### ウ 人権啓発施策推進審議会（再調査委員会）

市長は、法第30条第2項の趣旨を踏まえ、「人権啓発施策推進審議会」を附属機関として再調査委員会に充てる。（以下「再調査委員会」という。）

##### 【機能】

- ・ 市長は、当該報告に係る重大事態への対処又または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第28条の規定による調査の結果について再調査を行う。

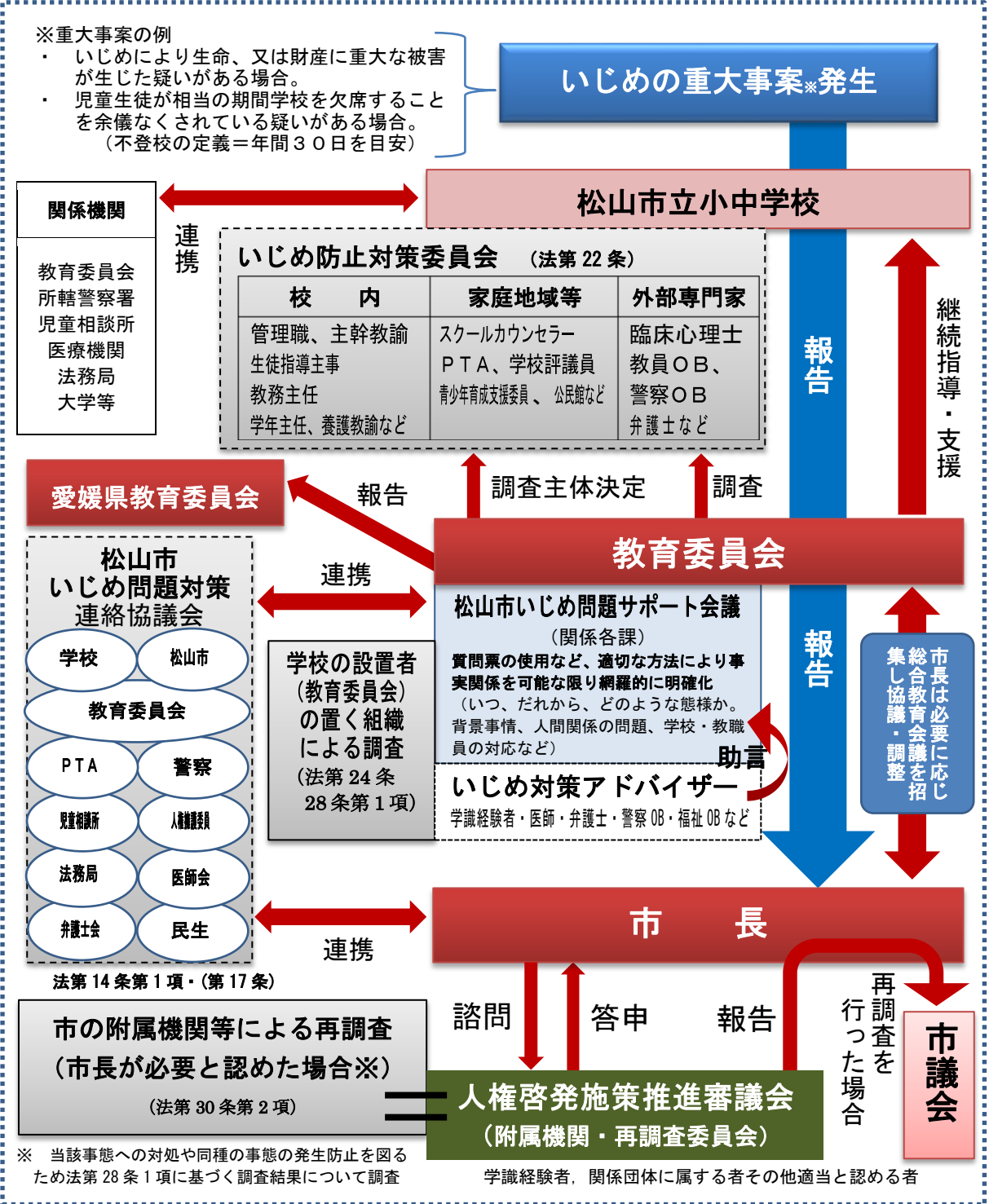


# いじめ防止対策（重大事態対応）の組織について

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）平成 25 年 9 月 28 日施行  
いじめ事案（重大事態発生時）の対応 概要フロー図

**いじめの防止・いじめの早期発見の取組**  
(法第 15 条・第 16 条)

- ・ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ 啓発
- ・ 定期的な調査
- ・ 通報及び相談を受け付けるための体制の整備



## (2) 市が実施すべき施策

### ア いじめの未然防止

#### (ア) 豊かな心を育成する教育の推進

「まつやま教育プラン21」<sup>1</sup>に基づき、社会を力強く生き抜き、自己実現を図っていくために、豊かでたくましい心と、自ら考え課題を解決する意欲と能力をもった子どもの育成が必要である。そのために、人格形成の基礎となる道徳教育を充実させ、体験的な活動を重視し、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努める。

#### (イ) 教職員の資質向上

学校訪問などで、自己有用感や共感的な人間関係の育成を目指した指導について提案するとともに、学校・学級経営の充実や子どもの生活規律・学習規律の確立に向けた方策について指導する。

いじめの問題に的確に対応できる知識・技能を身に付けるために、初任者研修や10年教職経験者研修などの経験研修、生徒指導主事研修会などの職能研修など、教員の経験年数や個々の課題に応じた研修を実施する。

「いじめ対応アクションプラン」(松山市教育委員会作成)や「生徒指導リーフいじめのない学校づくり」(国立教育政策研究所)を各校に配布し、いじめを生まない土壌形成や対応力向上のための研修を進める。

「松山市性に関する指導資料 L I F E～生きていくこと～」(松山市教育委員会作成)を活用し、生きる力をはぐくみ命の大切さを実感させる効果的な学習につながるよう研修を進める。

#### (ウ) 子どもから広がるいじめ0活動(いじめ対策総合推進事業)

松山市内小中学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会する「子どもから広がるいじめ0ミーティング」を実施する。各学校のいじめの問題への取組の様子や、かけがえのない一人一人の命を大切にする活動の成果などについて意見交換を行い、子どもたち自身がいじめをなくしていこうという気持ちを高める。

「いじめ0ミーティング」による子どもたちからの提案や、教職員の施策提案によるいじめ防止の取組を積極的に採用し事業化することで、各学校及び松山市におけるいじめの防止やいじめ根絶への機運を高める。

松山市民を対象にした「いじめをなくすポスター」を広く募集し、小中学生の入賞作品を掲載した「いじめをなくすポスター」を教材化し、小中学生に配布する。

<sup>1</sup> 本市の『第6次松山市総合計画』及び国の『第2期教育振興基本計画』を踏まえ、今後中長期的(平成26-30年度)に目指すべき本市の教育行政の目標及び目標を達成するための推進姿勢と基本方針、各施策を総合的にまとめ、平成26年3月に策定したもの。

### **(エ) いのちを守り育てる集い（いじめ対策総合推進事業）**

松山市内在住の様々な分野における経験豊かな講師を学校に派遣し、講演を行う「いじめ問題を考える学習会」を実施し、豊かな心や命を大切にすることをはぐくみ、いじめは「罪」であるという認識をもつとともに、いじめの問題を自分の問題として考えることができる子どもを育てる。

### **(オ) 松山市いじめ問題対策連絡協議会**

学校や松山市・教育委員会と関係機関による連絡協議会を開催し、情報共有体制を構築する。主にいじめの防止等に係る関係機関との連携を推進し、いじめの問題の解決に向けた取組を協議する。

### **(カ) いじめ問題対策・サポート事業（いじめ対策総合推進事業）**

いじめの防止の啓発活動を行うとともに、いじめの問題に対して学校と連携・協力して適切な対応をとる。

関係機関や携帯電話会社と連携し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとするインターネットを通じて生じる問題を取り上げ、教職員への実践的な研修や、児童生徒対象の学習会を実施する。

## **イ いじめの早期発見**

### **(ア) いのちを守る相談活動（いじめ対策総合推進事業）**

松山市子ども総合相談センター事務所に「いじめほっとらいん」を設置し、いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備する。松山市内小中学生に「いじめほっとらいん」カードやチラシ、「相談はがき」を配付し、子どもや保護者に周知を図る。

松山市立各小中学校に「いじめ実態把握専用メール」を設置し、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握するとともに、早期発見を図るために保護者に周知を図る。

### **(イ) 定期的な調査の実施**

学校においていじめを早期に発見するため、毎月1回いじめに関するアンケート調査を実施するとともに、教育相談の充実に努める。

## **ウ いじめの早期対応**

### **(ア) 学校への支援**

教育委員会は、学校との定期的な情報交換により、情報共有やいじめの認知件数の把握を行う。学校からいじめの事実について報告を受けたときは、学校がいじめの問題に適切に対応できるように、教育委員会が

必要に応じて学校に対する支援や指導を行う。

### (イ) 松山市いじめ問題サポート会議

学校だけでは対応できないいじめの問題などの早期対応を図るために、関係各課によるサポート会議を教育委員会内に設置する。学校に対して支援・指導、調査等を行うとともに、学識経験者・医師・弁護士・警察OB・福祉OBなどのアドバイザーから適切に助言を受けながら対応する。

### (ウ) 教育相談の充実

全中学校区に配置されている臨床心理士等のスクールカウンセラーなどと連携し、児童生徒及びその保護者、当該校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるように支援体制を整備する。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）の内容としては、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等などに係る内容であることが必要である。学校は法の規定により、国の基本方針、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校基本方針として定めることとするとされている。

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることなどが考えられる。

また、校内研修など、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する取組方法などをあらかじめ具体的に定める。また、これらを徹底するため、例えば、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検

し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクル<sup>2</sup>を、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、子どもとともに、学校全体でいじめの防止などに取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、子どもの意見を取り入れるなど、いじめの防止などについて子どもの主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

## (2) 学校でのいじめ防止等、対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条に基づき、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、既存組織の活用を図るなど、「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。当該組織の構成は、基本的に、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員など、組織的対応の中核として機能するような体制を、校長が学校の実情に応じて定める。当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担うものであり、次のようなものが考えられる。

### ア いじめ防止対策委員会（小委員会・校内組織）

既存の生徒指導部会を活用することも考えられる。（例：隔週、月1回程度実施している生徒指導部会の後、継続していじめ防止対策委員会を実施し、児童生徒の情報交換や対応を協議する。）

管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭などで構成し、事案に応じて学級担任、特別支援コーディネーター、部活動担当教員などが参加する場合は考えられる。

### イ いじめ防止対策委員会（アの組織に加えて家庭地域等）

既存の健全育成会を活用することも考えられる。（例：年度初めと年度

<sup>2</sup> Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

終わりの2回開催とし、学校いじめ防止基本方針の策定、修正、検証などを実施する。)

P T A、学校評議員、公民館関係者、民生委員、青少年育成支援委員、警察協助手員、スクールカウンセラーなどが考えられる。

#### **ウ いじめ防止対策委員会（アイの組織に加えて外部専門家）**

重大ないじめの事案が発生し、外部専門家も交えて調査・対応を行う場合の構成メンバーとするものとして設置することも考えられる。参会が難しく、個別に意見を聞く場合も含め、臨床心理士、教員・警察官経験者、弁護士などが考えられる。

### **（3）学校でのいじめ防止等に関する措置**

#### **ア いじめの防止**

いじめはどの子どもにも起こりうるということを念頭に、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、子どもが、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

加えて、教育委員会や地域との連携を図りつつ、子どもが自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援し、いじめは許されない行為であることの認識を持つとともに、困難な状況にある友達の理解を図る。そして子ども自らが集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。さらに、障がいのある子どもへの配慮はもとより、教職員が子どもから信頼され慕われる言動を重ねることを大切にし、感性を磨いていく。

#### **イ 早期発見**

教職員はいじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築などに努め、子ど

もが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に障がいのある子どもは、いじめを受けてもいじめと認識できなかったり、自分から訴えられなかったりすることもあることから、普段から教職員間の連携を密にし、情報共有を行うとともに、家庭などとの連絡ノートを活用するなど、人権尊重の広い視点から実態把握の工夫に努める。

### ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害の子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対しては、当該の子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

事後の対応として、再発防止のために児童生徒に適切かつ組織的な指導及び支援を行い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。

## 3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## (1) 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## (2) 教育委員会又は学校による調査

### ア 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告を行い、教育委員会は、速やかに市長<sup>3</sup>へ事態発生を報告する。

重大事態か否かの判断は、子どもや保護者からの申立てを真摯に受け止め、国が示すガイドラインを参考とする。

### イ 調査の趣旨及び調査主体について

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた子どもまたは保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分

---

<sup>3</sup> 市長は、必要に応じて総合教育会議を招集し、協議・調整する。例えば、学校や教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針について議論することが考えられる。  
総合教育会議：平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により各地方自治体に新設される会議。基本的に市長と教育委員会とで構成される。



な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

また、子どもの自殺という事態が起こった場合、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考に調査を行うものとする。

## ウ 調査を行うための組織について

教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、サポート会議とする。この際、教育委員会事務局職員が調査を行うが、各団体から選出した公平性・中立性を確保した専門的な知識及び経験を有する第三者などのアドバイザーから助言を受けながら進める。

学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれる「いじめ防止対策委員会」を母体として、適切な専門家を加えるなどの方法による調査を行う。なお、調査を行う者に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、調査を行う者は、調査で知り得た情報を漏らしてはならない。

## エ 事実関係を明確にするための調査の実施

法第28条の「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至った要因となるいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校及び教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るも

のである。

教育委員会及び学校は、事実にしつかりと向き合う姿勢を重視し、アドバイザー等専門家からの助言を受け、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

## オ 調査結果の提供及び報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校が調査を行った場合には、その結果を教育委員会を通じて市長に報告しなければならない。教育委員会が調査を行った場合には、その結果を市長に報告しなければならない。

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係などその他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係とその対処について、いじめを受けた子どもや保護者に対して説明する。

## (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ア 重大事態への再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると判断した場合は、再調査委員会で、調査結果の調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査は、教育委員会又は学校による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長<sup>4</sup>及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任で、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告しなければならない。

なお、議会へ報告する内容は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、本基本方針の策定から3年の経過を目安に、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、市は、学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

---

<sup>4</sup> 市長は、必要に応じて総合教育会議を招集し、協議・調整する。例えば、当該学校及び自治体全体としての再発防止策の検証・立案について議論することが考えられる。